

学校法人京都女子学園 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

本学園職員が仕事と子育てを両立させることができ、全ての職員がその能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援について社会に貢献するために、次のように行動計画を策定する。

I 計画期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

II 内 容

目標 1 育児休業および小学生未満の子を持つ職員が希望する場合に利用できる「子の看護休暇」にかかる規定について、周知および啓発を行う。

<対策>

- ・令和3年4月～ 育児休業にかかる規程及び子の看護休暇規程の周知を図り、有期契約職員も育児休業を取得できることや、子の看護休暇の取得方法（本学園独自の休暇である「年次特別有給休暇」への振替等を含む。）について管理職から所属職員へ周知を行う。

目標 2 令和6年3月31日までに、職員の所定外労働時間を、1人当たり平均年間180時間以下とするよう目標を設定して、現状より削減されるよう検討等を継続的に行うとともに、小学生未満の子を持つ職員が自ら申出をすれば時間外労働を制限することができる規定について、周知及び啓発を行う。

<対策>

- ・令和3年度～ 令和3年度以降も「ノー残業デー」（平成21年度より本格実施）を継続実施し、所定外労働時間削減に向けて職員への啓発を行うとともに、その実態把握と問題点について、学園衛生委員会等において継続して調査・分析を行う。
- ・令和3年6月～ 管理職及び職員を対象とした、研修を継続して実施する。（各部署で実施している所定外労働時間削減の取り組みについての意見交換、SD研修等の実施。）

目標 3 一時預かり支援及びベビーシッター派遣事業の利用を周知・促進する。

<対策>

- ・令和3年度～ 日曜日・祝日に勤務が必要となった場合にキャンパス内に託児室を開設する「一時預かり支援」制度及びベビーシッターを利用する場合に利用者がその費用の一部の補助を受けることができる「ベビーシッター派遣事業」制度について、周知を徹底し利用の向上に努める。

以 上